

## 「重機専用燃料SAB」ご使用上の注意点について

SABは軽油ではありませんので、軽油と混和して使用しますと不正軽油とみなされ、軽油引取税（32.1円/ℓ）を課税される事もありますので、下記の使用上の注意点をご理解頂きご協力下さいます様、お願い申し上げます。

- ① 軽油使用重機からSABに切替える場合は、燃料タンク内の軽油を完全に抜取り、タンク内を空にしてSABを給油してご使用下さい。
  - ② SAB使用重機（リース機含）から軽油に切替える場合も、燃料タンク内のSABを完全に抜取り、タンク内を空にして軽油を給油しご使用下さい。  
SAB残した状態で軽油を2回～3回給油して、SABから軽油に切替わったと判断すると不正軽油とみなされる恐れがありますので、この方法での給油は禁止して下さい。
  - ③ 地方自治体発注の公共工事で、軽油指定の場合は軽油をご使用下さい。
  - ④ レンタル及びリース重機は、軽油以外の燃料使用を禁止している事があります。SAB使用の際は、事前にレンタルリース業者に使用燃料の確認を取りご使用下さい。
  - ⑤ SABは軽油ではありませんので、ナンバープレートの付いた車輛には如何なる理由でも使用できません。（軽油引取税が未課税のため）
- ※ 1・2項の抜替用ドラム（軽油用・SAB用）数本とポンプは常備することをお願い致します。
- ※ ご不明な点がありましたら、担当営業員又は弊社へご連絡下さい。